

令和7年度 愛媛県事業系食品ロス実態調査業務 仕様書

1 委託業務名

愛媛県事業系食品ロス実態調査業務

2 目的

食品ロスの削減に向けて重点的に取り組むべき分野を洗い出し、より効果的な取組みや具体的な数値目標の設定について検討するため、県内の製造、流通の各段階における食品ロス等の発生状況等に関する調査を行う。

3 委託上限金額

3,432,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）までとする。

5 調査の内容

(1) 調査対象

愛媛県内食品関連事業所（約4,000事業所）

（業種：食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）

(2) 調査実施期間

調査は7月～9月の実施を予定する。

(3) 調査方法

アンケート方式により行う。（回収率は33.3%以上とする。）

フォーム（WEBアンケート）により実施する場合は、事前に受注者の承認を得ること。

6 委託業務の内容

(1) 調査準備（調査票、封筒等の印刷等）

ア 調査票（A4・4ページ程度）、依頼文（A4・2ページ程度）の内容については、発注者と協議の上、受託者が作成する。

※調査票は、読みやすさに配慮して作成すること。また、調査票に調査対象事業所の宛名及びデータ集計のための管理IDを印刷する。

イ 調査票、依頼文の印刷又はフォーム作成等に係る費用は、受託者が準備・負担する。

ウ 調査票送付・返信用封筒は、受託者が準備・負担する。

エ 発送・回収に係る費用は、受託者が負担する。

オ 返信先は、受託者とする。

カ 送付用封筒の表面には、「事業系食品ロス実態調査票在中」の印刷を行う。

(2) 調査実施

ア 発送

(ア) 調査対象名簿は、発注者が提供する経済センサスの電子データに基づき、発注者と協議の上、受託者が作成する。

(イ) 調査票及び依頼文は、返信用封筒を同封の上、郵送等により各事業所に送付する。

イ 回収・確認

(ア) 調査票の回収後は、記入漏れや明らかな誤記入がないかをチェックし、必要に応じ、事業者にも内容の確認を行う。

(イ) 調査回答期限時点において、回答がない全事業所に対し、電話又は葉書により回答の督促を行い、督促後、1週間程度で回答を依頼する。なお、対象者の希望に基づく再送付は受託者が行い（送付状の提出締切日は、再送付日から10日程度に再設定する）、架電・再送付に係る費用（印刷、送料等）は、受託者が負担する。

(3) 調査結果の集計・分析

ア 調査データは「Microsoft Word、Microsoft Excel」を使用して保存する。

イ 業種別の集計結果について、令和7年10月1日（水）までに発注者へ中間報告を行う。

ウ 分析にあたっての留意点

(ア) 現状や課題を把握分析することとし、業種別（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）に分析すること。

(イ) 国の同種の調査（食品循環資源の再生利用等実態調査等）結果と比較すること。

(ウ) 国が公表している全国推計値の推移や愛媛県の食品ロス量推計値（R2推計）との整合性を図るとともに、本県の特徴等を把握・分析すること。

エ 本調査結果を踏まえ、愛媛県の食品ロス量（事業系）を推計すること。

なお、推計値の算定方法については、発注者と協議の上決定すること。

(4) 報告書の作成

ア 調査結果は報告書に取りまとめ、全体版（50ページ程度）と概要版（10ページ程度）を作成する。

イ 報告書はその他の使用資料とともに電子データで提出する。

7 業務計画

受託者は、契約後速やかに、業務計画書を委託者に提出し、業務計画書の内容について委託者の承認を受けること。

8 秘密の保持等

(1) 調査対象名簿の利用については、以下のとおり適正な管理運用を行う。

ア 施錠可能な執務室内に限定して利用し、持ち出しを禁止する。

イ 利用するコンピュータは、ID 及びパスワードでアクセス制御しており、アンチウ

ィルスソフトの導入等、セキュリティ対策及び漏えい防止の措置を講じる。また、インターネット等の外部ネットワークに接続しない状態で利用し、コンピュータに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。

ウ 外部記憶媒体に格納し、利用場所内の施錠可能な保管庫に施錠して厳重に保管する。

(2) 受託者は、業務の処理上知り得た事項（個人情報を含む。）を第三者に漏らしてはならない。本委託が終了又は解除後についても同様とする。

(3) 受託者は、前号に反して秘密を漏らした結果、発注者及び第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

9 その他

(1) 委託業務実施に伴う著作権、所有権等の権利は、全て発注者に帰属する。

(2) 本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、発注者と受託者で協議の上、決定する。